

山口県花き展示品評会開催経費補助金交付要綱

平成27年9月17日制定

(目的)

第1条 この要綱は、防府市内において開催される山口県花き展示品評会の開催経費の一部を補助することにより、山口県内の花き栽培における生産技術の向上、生産出荷組織の強化及び花きの消費拡大に資することを目的とする。

(補助金の額)

第2条 市長は予算の範囲内において、山口県花卉園芸組合連合会(以下「連合会」という。)が山口県花き展示品評会開催に必要とする経費を補助するものとする。

(補助金の交付申請)

第3条 連合会は、前条の規定による補助金の交付を申請しようとするときは、補助金交付申請書に収支予算書及び開催要領を添え、市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、当該補助金の交付を決定し、連合会に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第5条 連合会は、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 連合会は、事業が完了したときは、速やかに実績報告書を市長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年9月17日から施行する。